

【結果公表】

公共施設の使用料適正化に関する方針（改正案）に対するパブリックコメントの実施結果については、以下のとおりです。

案件名	公共施設の使用料適正化に関する方針（改正案）		
募集期間	令和7年8月1日（金）～令和7年9月1日（月）		
担当課	総務部 財政課		
募集結果の概要	公共施設の使用料適正化に関する方針（改正案）に対する意見を募集した結果、1人の方から2件の意見が提出されました。		
意見提出数	持参	1人	2件
	郵送	0人	0件
	ファクシミリ	0人	0件
	電子メール	0人	0件
	合計	1人	2件

提出された意見と市の考え方

No.	意見・提言の内容	市の考え方
1	P3「①屋内施設（専用利用）の原価算定」 現在の料金体制は午前・午後・夜間 団体が使用する時間をもっと効率良く改正 例 ① 9：00～11：00、11：00～13：00… のように2時間単位に変更し料金改正 ② 照明代・冷暖房代を1時間単位で徴収	・住民の皆様のニーズや地域の特性等を考慮し、各種公共施設の運営をしていくべきではございますが、利用時間帯の区分につきましては、本方針の対象ではないため、一つのご意見として頂戴いたします。
2	P3「①屋内施設（専用利用）の原価算定」 総合体育館やコミ施設は、管理者が存在。 学校施設は使用団体が鍵等の管理をしている が使用料金が低いのはなぜか。	・原価は、人件費・物件費・維持補修費・減価償却費を用いて算出されます。人件費は、利用に関する手続などの運営や維持管理に要した比重に応じて配分されます。そのため、常駐する職員の有無にかかわらず、人件費が含まれた算定が行われるものです。

意見募集時の公表資料

公共施設の使用料適正化に関する方針（改正案）

問合せ先

総務部財政課 財政グループ 電話 0567-65-1111 内線 462